

事業者向け

『電子帳簿保存法の概要とその対応について』

電子帳簿保存法は、平成10年7月に施行された法律です。その後、時代の流れに応じて複数回の改正が行われ、直近では令和4にも改正されています。

本セミナーは、改正された電子帳簿保存法をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時：令和5年**10月3日(火)**
18:30~20:30

■会場：垂井町商工会館 2階会議室
(垂井町まちづくりセンター)

〒503-2121
岐阜県不破郡垂井町1546-4
TEL 0584-22-0390

■講師：**三浦陽平** 氏

公認会計士
税理士
行政書士
登録政治資金監査人



『電子帳簿保存法』とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで**電子データによる保存を可能とすること**と、所得税法・法人税法上の保存義務者が**電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を**求めることを定めた法律です。

『電子取引データの保存』

令和6年1月1日から、電子データの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、①改ざん防止措置や、②検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、相当の理由によってシステム対応が間に合わなかった事業者等は、一定の条件下で電子取引の出力書面（紙）の保存が可能であります。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

垂井町商工会 行

FAX 0584-22-3734

TEL 0584-22-0390

申込締切日：9月22日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

垂井町商工会

〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町1546-4

TEL:0584-22-0390 FAX:0584-22-3734

主催：岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：垂井町商工会

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)